

「ネクストウィル・タックスレビュー」では、毎月 1 回、法人税、所得税、相続税等の税務情報を配信させていただきます。特に税制改正等の注目度の高い税務については、なるべく早く取り上げていきたいと思っております。ご自分が税務でお悩みの方はもとより、日頃から税務でお悩みの方と接する機会が多い、**弁護士、司法書士、不動産鑑定士、社会保険労務士等の士業の先生方、不動産関連業界及び金融機関の方々**などのクライアントサービスに役立つ情報の配信を心がけております。ぜひご利用ください。

## － 平成 26 年度税制改正:交際費の 50%損金算入規定 －

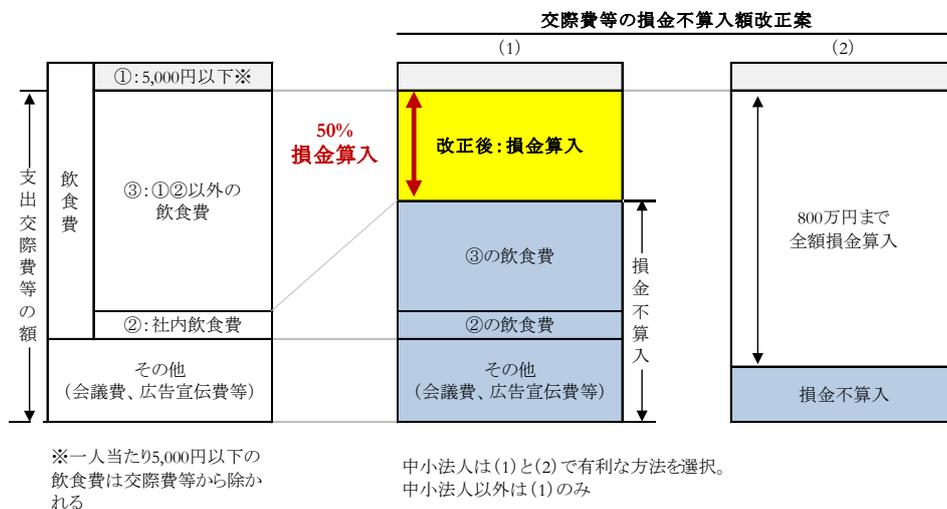
平成 26 年度税制改正大綱では、交際費の損金不算入制度が大幅に見直されることとなり、交際費に含まれる飲食費について、大企業(資本金 1 億円超)であっても 50%の額を損金算入できることとされ、資本金 1 億円以下の中小法人の場合には、800 万円の定額控除と 50%損金算入のいずれか有利な方の選択適用が可能となります。今回のタックスレビューでは、当該改正の内容についてご紹介したいと思います。

### 1. 改正内容

平成 26 年 4 月 1 日以後開始事業年度から、大企業であっても交際費等の額のうち飲食に係る費用の 50%相当額が損金算入できることとなります。50%損金算入の対象となる「飲食費」は 5,000 円基準の「飲食費」と同様に、「飲食その他これに類する行為のために要する費用(社内接待費を除く)」と定義されています(改正租税特別措置法(案)第 61 条の 4④)。

50%損金算入については、「交際費等の額のうち接待飲食費の額の 100 分の 50 に相当する金額を超える部分の金額」は損金不算入と規定され(同法 (案)第 61 条の 4①)、1 人当たり 5,000 円以下の飲食費は、現行どおり、領収書等を保存する場合に限り、「交際費等から除く」とされています(同法 (案)第 61 条の 4④・⑥)。したがって、飲食費のうち 5,000 円基準適用額を除いた残りの飲食費の 50%相当額が、飲食費に係る損金不算入額となります。

よって、その飲食費に係る損金不算入額に、飲食費以外の交際費等の額を加算した金額が、交際費等の損金不算入額となります(下図参照)。資本金 1 億円以下の中小法人においては、800 万円の定額控除と 50%損金不算入の選択適用が可能となります。



## 2. 飲食費 50%損金算入の対象範囲

### (1) ゴルフ・観劇・旅行等の催事に伴う飲食費は 5,000 円基準と同様に適用対象外

この「飲食費」に含まれる費用については、現行の 5,000 円基準における飲食費の範囲と基本的には同様になる見通しで、「飲食その他これに類する行為のために要する費用(社内接待費を除く)」(改正租税特別措置法(案)第 61 条の 4④)とされています。

そのため、例えば、ゴルフ接待に伴う飲食費については 5,000 円基準と同様に、原則、ゴルフ接待という一連の行為に係る費用と考えられるため、その飲食等が一連の行為とは別に単独で行われている場合(旅行の日程が全て終了して解散した後、一部の取引先と飲食等を行った場合等)を除き、50%損金算入の対象外になります。

### (2) グループ法人、連結法人間の接待飲食費は適用対象

飲食費の 50%損金算入における「飲食費」について、平成 26 年度税制改正大綱では「専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用(いわゆる社内接待費)を含まない」とされており、また、現行の 5,000 円基準でも、「専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用」は除かれています(措法 61 の 4③二)。

したがって、親法人の役員等を接待する機会がある大規模法人などでは、親法人に対する接待飲食費が、飲食費の 50%損金算入の対象になるのかどうか気がなるところですが、接待の相手方が資本関係 100%の親法人や連結親法人の役員等であっても、社外の者であることに変わりはないため、社内交際費に該当せず、5,000 円基準と同様に、適用対象となる「飲食費」の範囲に含まれるものとして、その 50%相当額が損金算入の適用対象になります。

上記の内容に係らず、会計・税務に関する疑問点、不明点等がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

## 【参考文献】

- 税務通信 3292・3296・3298 号

### 【連絡先】

ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

電話:03-3568-1977 FAX:03-3568-1979 E-mail: info@nextwill.co.jp

担当者: パートナー 西田 誠 / マネージャー 武山 洋介

### 【事業概要】

#### ■ 法人アドバイザー事業

法人税務顧問サービス、社外 CFO サービス、記帳代行/事務代行サービス

#### ■ 個人アドバイザー事業

所得税・相続税・贈与税等の税務申告サービス、相続・事業承継対策サービス

#### ■ 財務アドバイザー事業

M&A アドバイザー業務、財務デューデリジェンス業務

企業価値評価業務、事業再生支援業務